

公立大学法人都留文科大学  
令和6事業年度に係る業務の実績に関する評価結果書  
【事業年度評価】

令和7年8月25日

都留市公立大学法人評価委員会

# — 目 次 —

I	評価実施の根拠法	- 1 -
II	評価の対象	- 1 -
III	評価の目的	- 1 -
IV	評価者（評価委員会委員名簿）	- 1 -
V	評価を実施した時期	- 1 -
VI	評価方法の概要	- 2 -
1	評価の実施に関する定め	- 2 -
2	評価の手法	- 2 -
3	法人の自己評価の方法	- 2 -
4	評価実施の経過	- 2 -
VII	評価の結果	- 3 -
1	総合的な評定	- 3 -
2	評価概要	- 3 -
(1)	全体的な状況	- 3 -
(2)	大項目ごとの状況	- 6 -
①	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 6 -
②	研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 8 -
③	地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 9 -
④	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 10 -
⑤	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 11 -
⑥	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 12 -
⑦	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	- 13 -
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	- 15 -
VIII	法人に対する勧告	- 15 -
IX	項目別評価結果総括表	- 15 -

公立大学法人都留文科大学の令和 6 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果

## I 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)令和 5 年改正法(令和 5 年法律第 58 号)

附則第 3 条第 3 項

## II 評価の対象

令和 6 事業年度における公立大学法人都留文科大学(以下「法人」という。)の中期計画(令和 3 年 3 月 31 日認可(令和 6 年 3 月 29 日変更認可)、計画期間:令和 3 年度~令和 8 年度)の進捗状況

## III 評価の目的

法人の大学運営上の問題点、改善すべき業務を明らかにすることにより、都留文科大学(以下「大学」という。)の継続的な質的向上を促進すること及び評価を通じ社会への説明責任を果たすことを目的として行う。

## IV 評価者(評価委員会委員名簿)

氏 名	役 職 等	
原 護	委員 長	Moore みらい監査法人 監事
青 山 伸 一		青山公認会計士事務所 代表
室 谷 裕 志		東海大学 情報理工学部 教授
荻 原 秀 祥		都留市商工会 会長
降 矢 結 城		公益財団法人 山梨総合研究所 専務理事

## V 評価を実施した時期

令和 7 年 7 月 1 日~令和 7 年 8 月 25 日

## VI 評価方法の概要

### 1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領

### 2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

### 3 法人の自己評価の方法

【最小単位別評価】			⇒ 積上	【大項目別評価】		⇒ 積上	【全体評価（総合的な評定）】	
評価基準	判断の目安		評価基準	判断の目安		評価基準	判断の目安	
	数値目標	制度整備 目標		大項目内の最小 単位別評価の評 定平均	大項目内の最小 単位別評価の評 定平均		大項目内の最小 単位別評価の評 定平均をそれぞれ 各大項目のウェ イトで乗じて得 た数値の合計値	
5 年度計画を十二分に達成	120%以上	制度が模範的機能を発揮	s 中期計画の進捗は優れて順調	4.3以上	S 中期計画の進捗は優れて順調	4.3以上		
4 年度計画を十分に達成	100%以上 120%未満	制度が実際に機能を発揮	a 中期計画の進捗は順調	3.5以上 4.2以下	A 中期計画の進捗は順調	3.5以上 4.2以下		
【標準】 3 年度計画を概ね達成	90%以上～ 100%未満	制度整備済	b 中期計画の進捗は概ね順調	2.7以上 3.4以下	【標準】 B 中期計画の進捗は概ね順調	2.7以上 3.4以下		
2 年度計画はやや未達成	70%以上～ 90%未満	検討段階	c 中期計画の進捗はやや遅れている	1.9以上 2.6以下	C 中期計画の進捗はやや遅れている	1.9以上 2.6以下		
1 年度計画は未達成	70%未満	取組なし	d 中期計画の進捗は遅れている	1.8以下	D 中期計画の進捗は遅れている	1.8以下		

#### 備考

##### 1 最小単位別評価における判断の目安

- (1)年度計画が掲げる数値目標が「〇〇率 100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が 100%であったときを 5」、「達成度が 95%以上 100%未満であったときを 4」、「達成度が 90%以上 95%未満であったときを 3」、「達成度が 70%以上 90%未満であったときを 2」、「達成度が 70%未満であったときを 1」とする。
- (2)年度計画が「〇〇について検討（取り組む）する」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを 5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを 4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを 3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを 2」、「取組みなしを 1」とする。

### 4 評価実施の経過

6月28日	法人から業務実績報告書の提出
7月 1日～7月24日	実績報告に基づく評価委員の事前評価
8月 4日	評価委員会開催
8月25日	法人への評価結果書の提示

## Ⅶ 評価の結果

### 1 総合的な評定

評価	評価基準
A	中期計画の進捗は順調

#### 【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期計画の進捗は順調」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、一部に進捗の遅れはあるものの、順調に推移しており評価委員会の総合評定は、法人の自己評価とおりとすることが妥当であると判断した。

### 2 評価概要

#### (1) 全体的な状況

地方創生をはじめとする人口減少対策を多くの地方自治体で講じてきたが、人口減少及び少子化の基調に大きな変化は見られず、日本全国で出生率の低下による人口減少に歯止めはかかっていない。大学進学率は増加傾向にあるものの、大学進学者数は既に減少局面に入っているというデータもあり、大学運営は今後さらに厳しいものになっていくことが想定される。

第3期中期目標の4年目にあたる令和6事業年度の事業評価については、計画に基づく事業運営の達成状況を把握するとともに、進捗に遅れが見られる項目については本評価を通じた事業の見直しや改善を図ることで、学生に選ばれ健全な大学運営を継続していくために重要なものとなる。以下、第3期中期目標の4つの基本目標である「教員養成系大学としてのブランドの強化」、「地域を創りグローバル化を支える人材の育成」、「『教育首都つる』推進に向けた地域貢献」、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」に着目し、評価の概要を記す。

まず、「教員養成系大学としてのブランドの強化」については、学生に対する適切な履修指導の充実やアクティブ・ラーニング科目の設置等により、これまで以上に学生の計画的

な学習支援と能動的な学修機会の提供が行われている。また、教育環境の整備についても、都留市が推進する「つる湧水のほとり整備プロジェクト」の大学連携施設整備事業や1号館の大規模改修工事等の進捗が着実になされており、ソフト・ハード両面からの大学のブランド力の強化が図られているといえる。18歳人口が減少し、急速な少子化が進む中で非常に難しい課題ではあるものの、取組と効果検証を行い、入学志願者の確保に尽力いただきたい。

次に、「地域を創りグローバル化を支える人材の育成」については、交換留学・語学研修先となる海外の大学との新たな協定の締結や留学プログラムの充実による語学研修の参加者数の増加、海外からの留学生の積極的な受け入れがなされている。これらの取組を通じ、学生へ海外経験の機会を提供し、世界を舞台に活躍するグローバル人材の育成に引き続き努めていただきたい。

次に、『教育首都つる』推進に向けた地域貢献については、地域交流研究センターを中心に、行政や教育機関、関係団体と連携を図る中で、大学の有する人材や知見を地域に還元し、「教育首都つる」の推進に寄与していただきたい。

「柔軟で機動力のある大学経営の推進」については、前述のとおり少子化に伴う18歳人口の減少により、大学運営はますます厳しくなっていくものと想定される。業務運営の改善及び効率化の項目では、教員の業績評価や人事評価といった制度の導入に遅れがみられるため、他大学の取組等を参考に早急な対応をお願いする。一方で、外部資金の積極的な獲得や施設の市民開放による有効活用、経常費用の抑制等は一定の成果が認められる。これらの取組の改善や推進を図ることにより、柔軟で機動力のある大学経営を推進していただきたい。

都留市の最高規範である「都留市自治基本条例」では、大学等の役割として、「市や市民等と連携及び協働する中で、大学等は、その知的資源を活用し、教育首都を目指したまちづくりに寄与するとともに、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めるものとする」としている。このことを踏まえ、大学は、地域課題に対して積極的に取り組み、その成果を広く市民に還元することが命題であることを認識し、学生と市民に愛される個

性的で魅力的な大学を目指していただきたい。

結びに、人口減少・少子化や AI に代表されるデジタル技術の進化、複雑化する国際情勢等の社会の変化を敏感に察知し、理事長、学長のリーダーシップの下、教職員が一丸となって次世代を担う人材育成に取り組むことで、都留文科大学がさらに発展することを期待する。

## (2) 大項目ごとの状況

### ① 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

#### (ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.7」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.7	5 点	10	20.4%
	4 点	19	38.8%
	3 点	16	32.6%
	2 点	2	4.1%
	1 点	2	4.1%
	合計	49	100.0%

#### (イ) 中項目ごとの評価内容

##### 1 教育に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・昨年度の卒業生・修了生を対象としたアンケートの回答率が低いため回答率を上げる方策を検討されたい。東海大学では、卒業証書を授与する際にアンケート用紙と引き換えにする等の方法で回答率を上げている。また、アンケート結果の積極的フィードバックが必要であり、「アカデミック・ハラスメント」などの対策としても積極的なフィードバックを行われたい。【17】

## 2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・「つる湧水のほとり整備プロジェクト」大学連携施設整備や1号館改修工事の計画的な推進により、学生の自学・自習スペースの確保を図ろうとしている点は評価できる。大学附属図書館等の既存施設の利活用を促しつつ、引き続き、学生ニーズの把握や行政との連携を図る中で、効果的な施設整備を図っていただきたい。【25】

(改善点、特記事項等)

- ・常勤教員・非常勤講師ともに開講科目の授業評価アンケートの実施率が非常に低い結果となっている。実施率が低迷している要因を明らかにし、教員・学生双方の意識改革に向けた対策を講じるとともに、アンケート結果を授業等の質の改善につなげるよう努めていただきたい。また、授業評価アンケートの実施率が低いことは先生方へのプレッシャーがかかっていないことも一因であるため、負担がかかることではあるが実施をするよう努められたい。【28】

## 3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・教職支援交流会等の卒業後のフォローアップや「教職カフェ」を通じた在学中からの支援及び卒業後の関係性の構築は、教員養成系大学として実績を重ねてきた大学独自の強みであり評価できる。【35】

(改善点、特記事項等)

- ・評価基準が「都留市内の企業への就職に向け関係機関との連携を図る」となっており、「関係機関との連携」の部分についてはある程度の評価はできるものの、最終目的は1人でも多くの学生が市内に残り、市内就職をすることである。【39】
- ・学生の集まる場所を用意するなど学生の自主性についても法人側でサポートすることが重要である。【43】

② 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.8」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.8	5 点	4	44.4%
	4 点	2	22.2%
	3 点	1	11.1%
	2 点	0	0.0%
	1 点	2	22.2%
	合計	9	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・学術研究費等交付金対象研究公開率が 100%を達成している点は評価できる。【48】

2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・学術研究費等交付金の交付率が 100%であり、多くの教員が活用している点は評価できる。【50】

(改善点、特記事項等)

- ・科学研究費補助金の申請を増やすためには、業績評価と組み合わせるなどの対応が必要であり、民間企業から資金調達ができると法人内の支出が減少する。引き続き外部資金獲得に努められたい。【51】

### ③ 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

#### (ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.9」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.9	5 点	8	33.3%
	4 点	7	29.2%
	3 点	8	33.3%
	2 点	0	0.0%
	1 点	1	4.2%
	合計	24	100.0%

#### (イ) 中項目ごとの評価内容

##### 1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・積極的な情報発信について、「フィールド・ノート」や「ニュースレター」等を活用し、地域交流事業の市民への周知を行うとともに、発行物のデジタル化など、これまでの手法を見直す中で更なる情報発信を行おうとしている点は評価できる。【56】
- ・地域利用者への施設の開放について、THMC等の施設が広く地域住民に活用されている点は評価できる。地域に開かれた大学として、地域住民や市民団体の利活用をさらに促し、学生の地域交流や地域貢献につなげていただきたい。【57】

##### 2 国際化に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・交換留学等の協定校について、複数の海外大学と協定の締結に至った点は評価できる。【67】

- ・交換・指定校受入留学生数について、目標を大きく上回る数の留学生を受け入れた点は評価できる。【70】

④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
b	中期計画の進捗は概ね順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.1」であり、「b 評価」の判断目安である「2.7 以上 3.4 以下」の範囲内であるため、b 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.1	5 点	1	7.1%
	4 点	3	21.4%
	3 点	6	42.9%
	2 点	4	28.6%
	1 点	0	0.0%
	合計	14	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・なし

2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置

- ・なし

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・公立大学法人会計事務研修会を実施し、職員の業務の適正化・効率化に取り組んだ点は評価できる。【87】

⑤ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.6」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.6	5 点	3	42.9%
	4 点	0	0.0%
	3 点	0	0.0%
	2 点	3	42.9%
	1 点	1	14.2%
	合計	7	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・科学研究費補助金の採択率の増加について、応募件数の増加のみならず、採択率の向上につながる取組を講じていただきたい。【88】（再掲）

2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・水道光熱費の抑制について、価格高騰による影響が大きいと考えられるものの、予算の適正な執行はもとより、省資源・省エネルギーの観点からも教職員の意識改革や不要な使用の抑制などの対策を講じていただきたい。【91】

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・地域利用者への施設の開放について、THMC等の施設が広く地域住民に活用されている点は評価できる。地域に開かれた大学として、地域住民や市民団体の利活用をさらに促し、学生の地域交流にもつなげていただきたい。【93】(再掲)

### ⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
<b>a</b>	中期計画の進捗は順調

#### (ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.5」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
<b>3.5</b>	5 点	0	0.0%
	4 点	2	50.0%
	3 点	2	50.0%
	2 点	0	0.0%
	1 点	0	0.0%
	合計	4	100.0%

#### (イ) 中項目ごとの評価内容

##### 1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・なし

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・教育活動等の広報について、多様なメディアやツールを活用し、広く大学の魅力のPRを行った点については評価できる。【96】

⑦ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.5」であり、「a 評価」の判断目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内であるため、a 評価が妥当である。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.5	5 点	4	23.5%
	4 点	3	17.6%
	3 点	8	47.1%
	2 点	2	11.8%
	1 点	0	0.0%
	合計	17	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・「つる湧水のほとり整備プロジェクト」大学連携施設整備や 1 号館改修工事の計画的な推進により、学生の自学・自習スペースの確保を図ろうとしている点は評価できる。大学附属図書館等の既存施設の利活用を促しつつ、引き続き、学生ニーズの把握や行政との連携を図る中で、効果的な施設整備を図っていただきたい。【98】

(再掲)

- ・施設の適正な改修等については、個別施設計画に基づく改修のほか、必要に応じた追加工事も適切に行われており、評価できる。今後も安全なキャンパス環境の維持に向けて、計画的な施設管理を行っていただきたい。【99】

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・施設の適正な改修等については、個別施設計画に基づく改修のほか、必要に応じた追加工事も適切に行われており、評価できる。今後も安全なキャンパス環境の維持に向けて、計画的な施設管理を行っていただきたい。【101】(再掲)

(改善点、特記事項等)

- ・昨今の状況を勘案すると災害対策は急務である。安心安全で災害にも強い大学を目指し、災害に備えるためにも早期の具体的な対応を期待する。【105】

## 3 コンプライアンスの強化等に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・コンプライアンス強化について、事務局職員の研修受講率は100%を目指し、教員については研究の不正や研究費の不正使用については十分気をつけていただきたい。【106】

## 4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・一般管理費の抑制について、学生への意識改革のための広報活動を図るとともに、複数の業者から見積合わせを行うなどにより、目標達成に向けて尽力されたい。【110】(再掲)

### 3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

なし

### VIII 法人に対する勧告

なし

### IX 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1：「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2：「VII 評価の結果 2 評価概要」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付すことが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3：「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する

令和6事業年度における事業年度評価に係る項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目)	中期計画 項目数 ①	最小単位別 評価の対象 項目数(年 度計画項目 数) ②	最小単位別評価の評点の内訳(個数)						最小単位別 評価の評点 平均値 ⑨	最小単位別評価の評点の内訳(構成割合%)							3点以上 の評点が 占める割合 ⑯	最小単位別 評価の評点 平均値 ⑰	大項目 のウエ イト ⑱	備 考
			5点 ③	4点 ④	3点 ⑤	2点 ⑥	1点 ⑦	計 ⑧		5点 ⑩	4点 ⑪	3点 ⑫	2点 ⑬	1点 ⑭	計 ⑮					
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	45	50	10	19	16	2	2	49	3.7	20.4	38.8	32.7	4.1	4.1	100.0	91.8	a	0.2		
1 教育に関する目標を達成するための措置	20	21	4	7	9	1	0	21	3.7	19.0	33.3	42.9	4.8	0.0	100.0	95.2				
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	8	10	3	1	4	0	1	9	3.6	33.3	11.1	44.4	0.0	11.1	100.0	88.9			【再掲】(19)と同様	
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	17	19	3	11	3	1	1	19	3.7	15.8	57.9	15.8	5.3	5.3	100.0	89.5				
第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	7	9	4	2	1	0	2	9	3.8	44.4	22.2	11.1	0.0	22.2	100.0	77.8	a	0.2		
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	3	3	1	2	0	0	0	3	4.3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	4	6	3	0	1	0	2	6	3.3	50.0	0.0	16.7	0.0	33.3	100.0	66.7				
第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	22	24	8	7	8	0	1	24	3.9	33.3	29.2	33.3	0.0	4.2	100.0	95.8	a	0.15		
1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	13	15	5	4	5	0	1	15	3.8	33.3	26.7	33.3	0.0	6.7	100.0	93.3				
2 国際化に関する目標を達成するための措置	9	9	3	3	3	0	0	9	4.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0				
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	13	14	1	3	6	4	0	14	3.1	7.1	21.4	42.9	28.6	0.0	100.0	71.4	b	0.15		
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	5	5	0	2	1	2	0	5	3.0	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0	100.0	60.0				
2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置	5	5	0	0	3	2	0	5	2.6	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0	100.0	60.0				
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	3	4	1	1	2	0	0	4	3.8	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	6	7	3	0	0	3	1	7	3.6	42.9	0.0	0.0	42.9	14.3	100.0	42.9	a	0.15		
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	3	3	1	0	0	1	1	3	2.7	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	100.0	33.3				
2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置	2	3	1	0	0	2	0	3	3.0	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	100.0	33.3				
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	1	1	1	0	0	0	0	1	5.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	4	0	2	2	0	0	4	3.5	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.05		
1 評価の充実に係る目標を達成するための措置	2	2	0	0	2	0	0	2	3.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	1	2	0	2	0	0	0	2	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	16	18	4	3	8	2	0	17	3.5	23.5	17.6	47.1	11.8	0.0	100.0	88.2	a	0.10		
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	4	4	3	0	1	0	0	4	4.5	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	5	5	0	0	3	1	0	4	2.8	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	100.0	75.0				
3 コンプライアンス強化等に関する目標を達成するための措置	4	5	0	2	3	0	0	5	3.4	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	3	4	1	1	1	1	0	4	3.5	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	100.0	75.0				
単純合計(ウエイト非考慮)	112	126	30	36	41	11	6	124	3.5	24.2	29.0	33.1	8.9	4.8	100.0	86.3				
全体評価(総合的な評定)									3.6	27.8	24.1	27.4	12.7	8.0	100.0	79.3	A	1.00		

注:大項目及び単純合計の評点には、一の大項目内にある最小項目記載事項の再掲の評点は含まない。一の大項目に再掲があり、計が一致しない場合は、備考欄に注記する。

注:小数点端数により積み上げ値と合計値が一致しないことがある。

